

## 県制 150 周年記念事業実施本部設置要綱

### (設置)

第1 令和4年(2022年)に宮城県成立150周年の節目を迎えるにあたり、県民一人ひとりが、先人や自らが積み重ねてきた努力と歴史を振り返ることで、郷土への更なる愛着を醸成するとともに、地域の魅力を再発見し、宮城の特色を内外に発信しながら、一層の誘客促進と地域活性化への契機とするため、県制150周年記念事業実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2 実施本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県制150周年記念事業(以下「記念事業」という。)の実施に係る総合調整に関すること。
- (2) その他、記念事業の実施に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3 実施本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成18年宮城県規則第85号)に定める順序とする。

### (会議)

第4 実施本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 実施本部において審議すべき事項について、緊急を要し、会議を開催するいとまがない場合、その他特別の事情があると本部長が認めた場合は、持ち回りによる方法で審議することができる。

### (庁内連絡会議)

第5 庁内及び関係機関との連携体制を構築し、記念事業の円滑な推進を図るため、実施本部に庁内連絡会議を置く。

- 2 庁内連絡会議は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 庁内連絡会議に座長を置く。
- 4 座長は、企画部副部長の職にある者をもって充てる。

### (庶務)

第6 実施本部の庶務は、企画部企画総務課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第3関係)

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	教育長 公営企業管理者 総務部長 復興・危機管理部長 企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 出納局長 企業局長 議会事務局長 警察本部長

別表2 (第5関係)

職 名	備 考
企画部副部長	座長
総務部人事課長	
総務部私学・公益法人課長	
総務部広報課長	
総務部市町村課長	
復興・危機管理部復興・危機管理総務課長	
企画部企画総務課長	
企画部総合政策課長	
企画部スポーツ振興課長	
環境生活部環境生活総務課長	
環境生活部消費生活・文化課長	
保健福祉部保健福祉総務課長	
経済商工観光部経済商工観光総務課長	
経済商工観光部富県宮城推進室長	
経済商工観光部観光政策課長	
経済商工観光部観光プロモーション推進室長	
農政部農政総務課長	
農政部食産業振興課長	
水産林政部水産林政総務課長	
水産林政部水産林業政策室長	
土木部土木総務課長	
出納局会計課長	
企業局公営事業課長	
教育庁総務課長	
教育庁高校教育課長	
教育庁生涯学習課長	
教育庁文化財課長	
議会事務局総務課長	
警察本部総務部総務課長	